事　務　連　絡
令和４年 12 月 28 日

各 { 都　道　府　県 / 保健所設置市 / 特　別　区 } 母子保健主管課

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

母子健康手帳の印刷に係る留意事項について

母子保健行政の推進に当たっては、平素より種々御配慮いただき厚く御礼申し上げます。

今般、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号。以下「省令」という。）の一部を改正する、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 172 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところです。

現行の省令様式第３号（以下「省令様式」という。）19 頁及び 20 頁のいわゆる「便色カード」は、母子健康手帳を作成した際に表面となる 19 頁には便色の記入欄等があり、当該頁の裏面に当たる 20 頁は空白となっているところ、改正省令による改正後の省令様式（以下「新省令様式」という。）においては、便色の記入欄等が記載されている 19 頁の次に空白の頁を入れず、生後１か月頃の保護者の記録欄としているところです。

一方で、母子健康手帳を使用する保護者の利便性の観点からは、従来どおり、表面に便色の記入欄等、その裏面が白紙となることが望ましく、また、便色カードに続く新省令様式 20 頁及び 21 頁（１か月児に係る記録）の２頁は見開きの印刷となることが望ましいと考えられます。

このため、母子健康手帳に印刷に当たっては、便色カード（新省令様式 19 頁）と新省令様式 20 頁の間に、２頁（両面１枚分）の空白の頁を設ける等、柔軟に御対応いただきますようお願い申し上げます。